



R07(2025).07.18

東京コンファレンスセンター・品川
大ホールA

肝炎総合対策について

肝炎情報センター主催

令和7年度 第1回 肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

厚生労働省

健康・生活衛生局 がん・疾病対策課

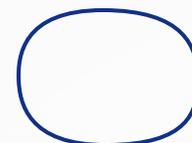
肝炎対策推進室／B型肝炎訴訟対策室

室長 木村 剛一郎 KIMURA Goichiro

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の発表内容

- ① 概要
- ② 肝疾患治療の促進
- ③ 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進
- ④ 地域における肝疾患診療連携体制の強化
- ⑤ 国民に対する正しい知識の普及
- ⑥ 研究の推進



概要

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策に係る近年の動き

政策

H13(2001).3

肝炎対策に関する有識者会議報告書

H14(2002).4

C型肝炎等緊急総合対策（肝炎ウイルス検査の実施）

H19(2007).4

肝疾患診療体制の整備開始

H20(2008).4
肝炎総合対策の開始

インターフェロン治療の医療費助成開始

H20(2008).6

H22(2010).1
肝炎対策基本法施行

H22(2010).4

肝炎医療費助成の拡充（自己負担限度額の引下げ、B型肝炎の核酸アナログ製剤の助成開始）

H23(2011).5
肝炎対策基本指針策定

H23(2011).12

H24(2012).4

「知って、肝炎プロジェクト」開始、肝炎ウイルス検査についての普及啓発

H26(2014).4

初回精密検査及び定期検査費用の助成開始

H26(2014).9

C型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成開始

H28(2016).4

定期検査費用助成の対象者の拡充

H28(2016).6

肝炎対策基本指針改正

H29(2017).4

定期検査費用の自己負担額の引き下げ、職域での肝炎ウイルス検査の受検勧奨を支援する職域検査促進事業を開始

H30(2018).12

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費公費負担開始

R3(2021).4

肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和（対象月数を3月に・外来医療を対象に追加）

R4(2022).3

肝炎対策基本指針改正

R4(2022).5

R6(2024).4

肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和（高額療養限度額の対象期間の拡大と2ヶ月目からの適応）

研究

(研究事業の開始)

肝炎研究7カ年戦略

肝炎研究10カ年戦略

(中間見直し)

肝炎研究推進戦略

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

目的 (第1条)

- ・肝炎対策に関する**基本理念**を定める (第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする (第3条～第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める (第9条～第10条)
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定める (第11条～第18条)

基本的施策 (第11条～第18条)

予防・早期発見の推進

(第11条～第12条)

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条～第17条)

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
(第2条第4号)

肝炎対策基本指針策定 (第9条～第10条)

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇄
意見

資料提出等、要
⇄
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
- ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
- ・その他重要事項

令和7年度 肝炎対策予算の概要

令和7年度予算額 162億円 (令和6年度予算額 168億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

80億円 (84億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (39億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (5億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円 (38億円)

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,181億円 (1,179億円)



肝疾患治療の促進

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

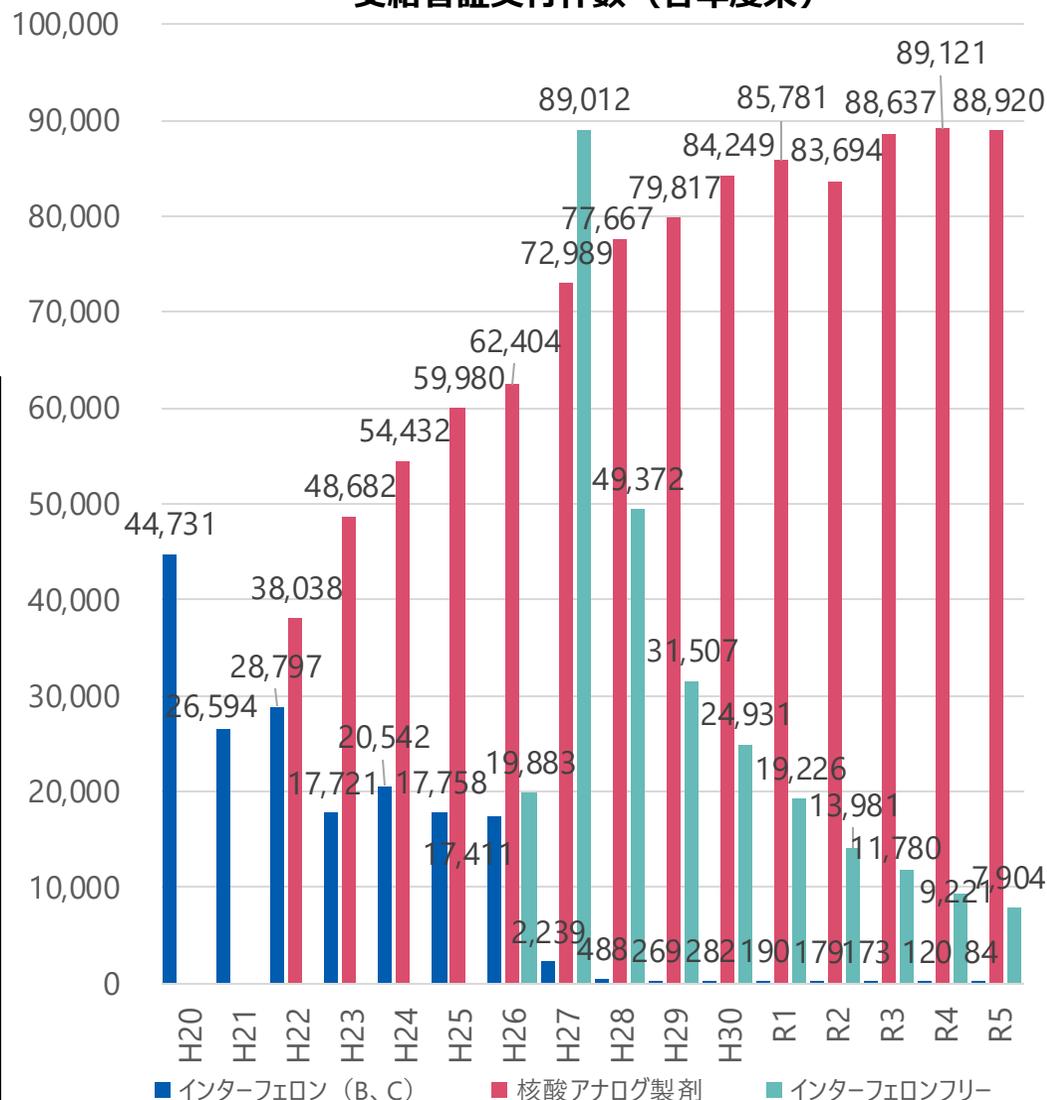
肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

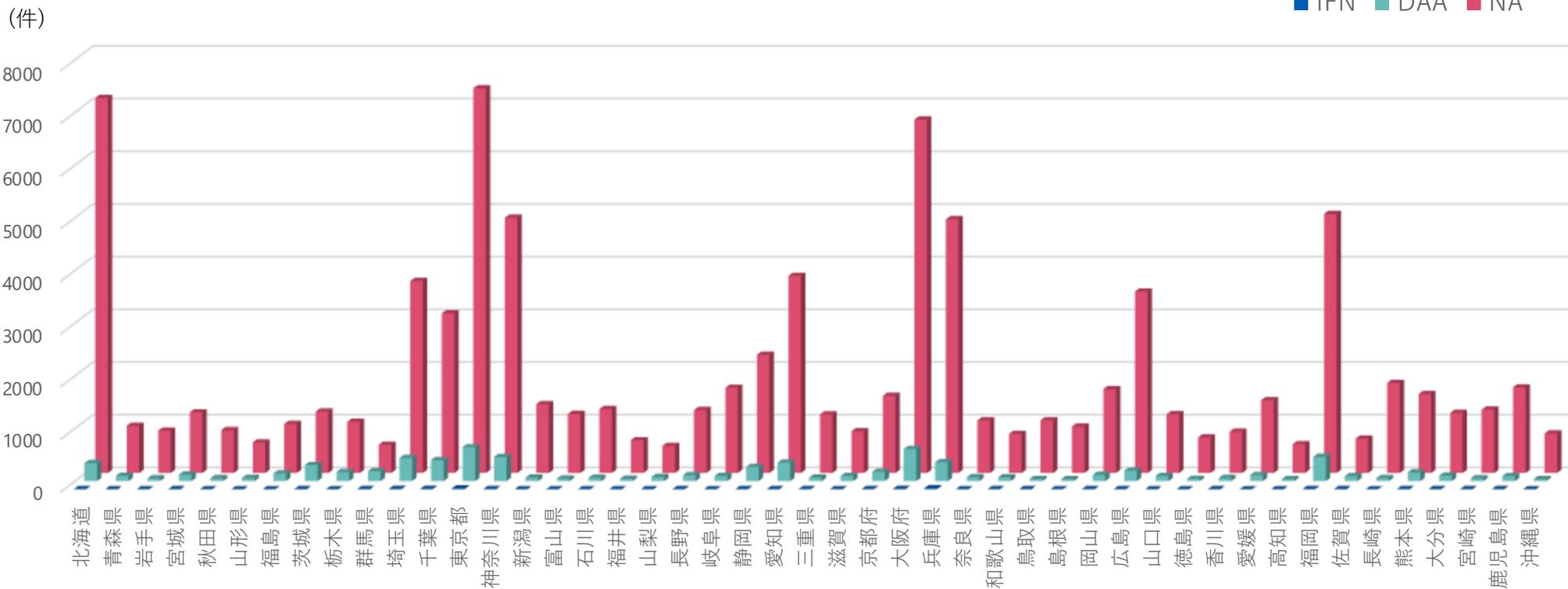
実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<p>B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤</p> <p>B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リバビリン併用</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療</p>
自己負担限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1／2 都道府県：1／2

受給者証交付件数（各年度末）



肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

令和5年度医療費助成（都道府県別受給件数）



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
NA	7,119	895	803	1,150	815	579	932	1,167	972	534	3,644	3,032	7,302	4,847	1,306	1,122	1,215	621	514	1,195	1,617	2,244	3,742	1,112	793	1,465	6,711	4,818	999	742	999	881	1,591	3,444	1,115	673	786	1,381	547	4,916	653	1,709	1,498	1,141	1,203	1,624	752
DAA	342	101	52	123	58	60	145	305	170	189	439	399	643	457	68	51	65	47	80	114	98	268	351	68	98	176	610	358	76	72	40	37	120	198	98	44	61	114	37	461	93	58	167	105	55	95	38
IFN	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	5	6	16	4	0	0	0	0	0	1	0	3	3	1	0	1	7	19	0	2	1	0	1	2	0	0	1	0	0	1	1	0	2	1	1	1	0

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを旨とした診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。

(平成30年12月開始、令和3年4月・令和6年4月見直し)

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者

✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II	75歳以上 1割又は2割	8,000円	24,600円
住民税非課税 I			15,000円

※1：多数回該当44,400円
(12月以内に4回目以上)

※2：多数回該当24,600円

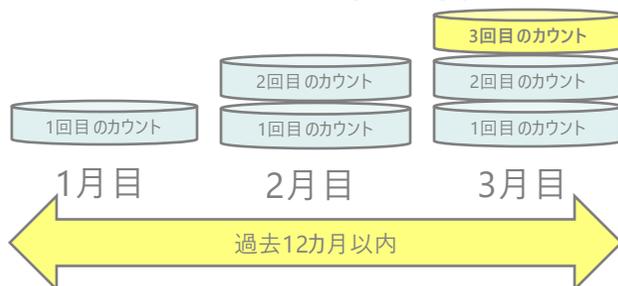
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

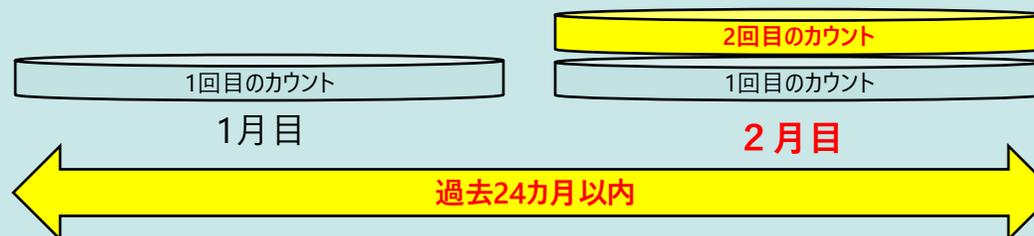
外来医療

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が

過去12ヶ月で3回目



過去24ヶ月で2回目から自己負担1万円



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和6年度新規認定件数は11月分までの報告で701件であり、令和5年度の553件を上回っている。
- 令和6年度助成件数は暫定値であり、今後追加報告が見込まれる。

- 令和6年度11月分までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和7年2月12日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

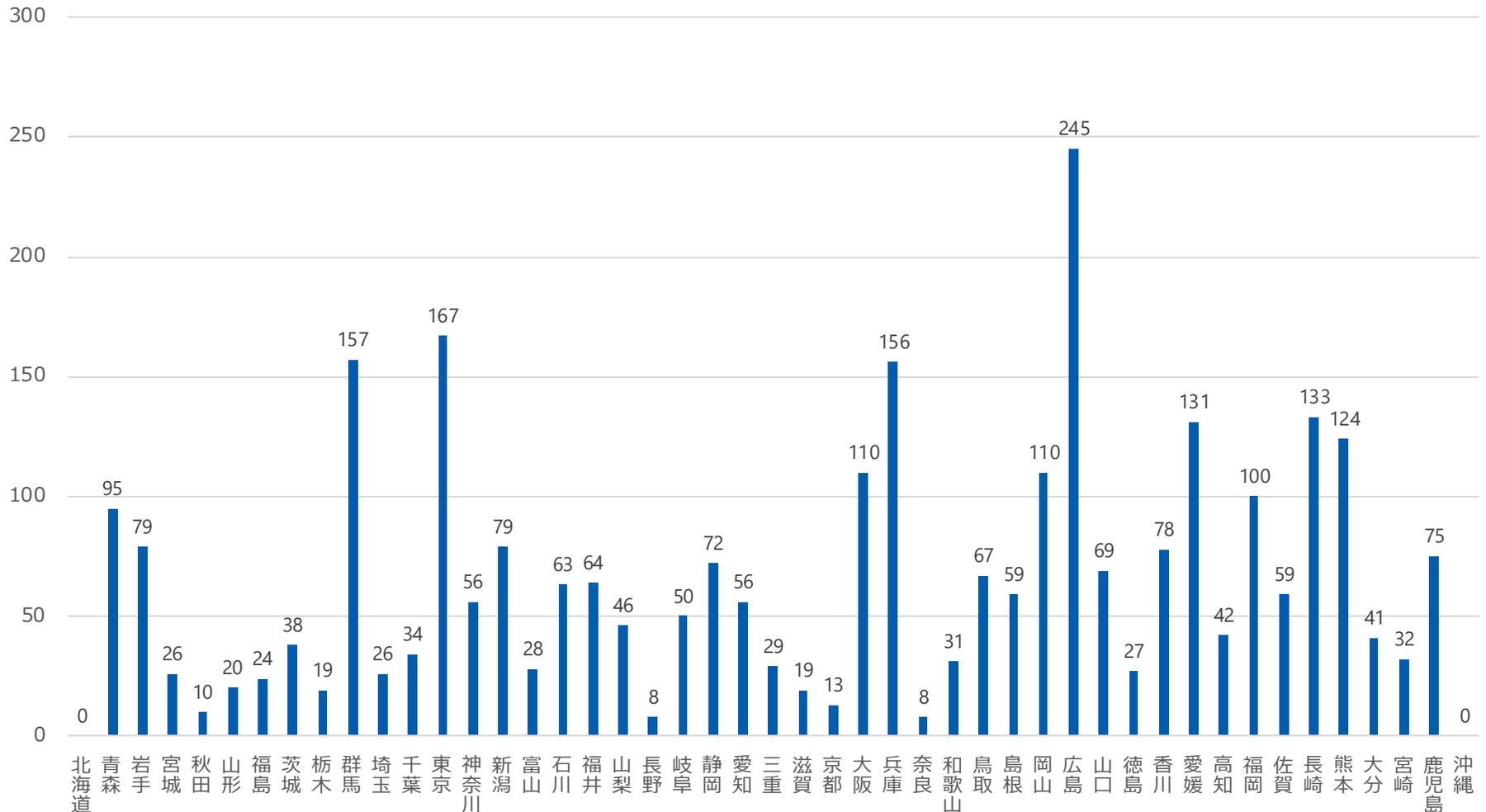
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6年度(暫定値)												
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	R6計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定件数	88	426	339	993	1,069	1,090	1,144	60	124	149	187	155	144	184	141	-	-	-	-
うち新規 (前年同月)	88	378	232	848	566	553	701	37 (51)	74 (40)	99 (48)	115 (42)	84 (48)	88 (47)	115 (42)	89 (52)	-	-	-	-
うち更新	0	48	107	145	503	537	443	23	50	50	72	71	56	69	52	-	-	-	-
助成件数	170	859	971	3,366	4,297	4,543	2,975	437	412	406	428	380	355	343	214	-	-	-	-
うち外来				1,778	2,554	2,672	1,528	254	229	225	231	194	158	144	93	-	-	-	-

- ※認定件数：本事業の認定患者数。認定期間は原則1年で更新可能。
- ※助成件数：各月毎に本事業の助成が行われた延べ件数。
- ※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数

	令和6年度(4月~11月)
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数(件)	2,975

令和6年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (R7.2.12現在) 【暫定値】



※都道府県からの実績報告を基に、令和7年2月12日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

普及啓発・利用促進の強化（令和6年～）

取組み事業例

普及啓発資材の作成

院内連携や患者支援に関する動画・マニュアル
薬局側の目線からみたマニュアルやQ&A

研修会等の実施

院内の連携強化
拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象

院内連携体制の強化

院内の関係部署と連携
対象患者を漏れなく抽出し申請までのフォロー
都道府県や薬局との連携
患者をフォローするための体制

利用促進のご協力をお願いいたします

B型・C型 肝炎ウイルスが原因の

肝がん・重症肝硬変の医療費は、助成が受けられます。

治療2月目から入院も通院も助成が受けられます。

次の方が対象です
肝がん・重症肝硬変で入院または通院

B型・C型肝炎ウイルスに感染する肝がん・重症肝硬変を治療中の方へ～医療費助成制度のご案内～

治療開始の2月目から入院も通院も月1万円になります！

あなたは対象ではありませんか？

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

B型・C型肝炎ウイルスに感染する肝がん・重症肝硬変を治療中の方へ～医療費助成制度のご案内～

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

医療費助成対象者

○ 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体を実施する肝炎ウイルス検査		その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）
特定感染症検査等事業	健康増進事業	

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

治療対象

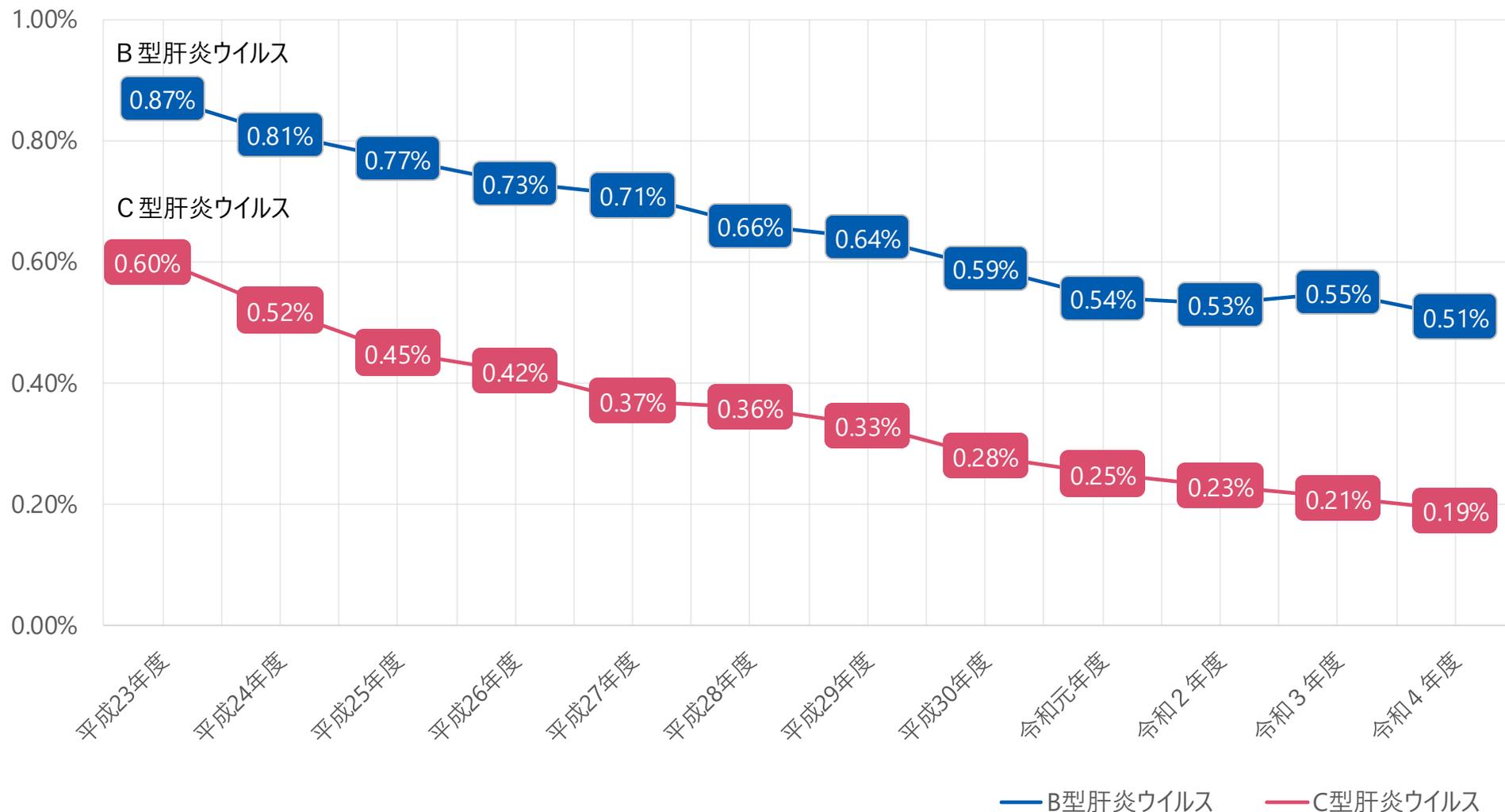
定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業
(医療費助成)



地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

初回精密検査の費用助成

●実施主体

都道府県

●対象者

以下の要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・以下のいずれかで陽性と判定された者
 - ①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診
 - ②職域における肝炎ウイルス検査
 - ③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - ④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- ・陽性者のフォローアップに同意した者

●助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目：下記に示されている項目のみ

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

●助成回数

1回

●必要書類

- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書
請求者が準備し、都道府県知事に請求

定期検査の費用助成について

●実施主体

都道府県

●対象者

以下の全ての要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
(慢性肝炎、肝硬変及び肝がん治療後の経過観察を含む)
 ※無症候性キャリアは対象外
- ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属するもの
- ・フォローアップに同意した者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

●助成対象費用

- ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。
 検査項目；初回精密検査の項目と同様
- ・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。

自己負担額が
 慢性肝炎：2千円
 肝硬変・肝がん：3千円
 となるよう助成

●助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

●必要書類

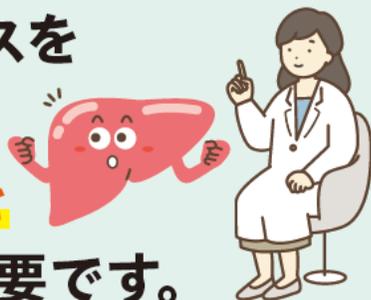
- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、診断書（※）
 請求者が準備し、都道府県知事に請求
- （※）平成30年4月から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした

定期検査の必要性

C型肝炎の治療を受けた方へ

2025年5月

C型肝炎ウイルスを 排除した後も 定期的な検査を 受けることが必要です。



治療によりウイルスが排除された後も、**肝がんのリスクは残ります。**
肝がんの早期発見のために、定期的な検査をご検討ください。

検査の例

- 血液検査：肝臓の炎症やがんマーカー等を調べます。
- 超音波検査：肝がんの発症がないかなど、肝臓の状態を調べます。

※検査の頻度・内容については、肝臓の状態・生活習慣等異なります。まずは医師にご相談ください。

定期検査を受けるには

- 定期検査を受ける際には、肝疾患専門医療機関や、かかりつけの医療機関にご相談ください。
- 肝疾患専門医療機関は、「肝炎医療ナビゲーションシステム」ホームページから探せます。

詳しくはこちらから→ [肝ナビ 検索](#)



検査費用の助成制度があります

都道府県からの助成により、**自己負担額最大2,000円**（慢性肝炎）または**最大3,000円**（肝硬変・肝がん）で検査を受けることができます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ→



詳しく知りたい方は、都道府県の肝炎・肝疾患の担当課・係にお尋ねください。

B型肝炎治療ガイドライン（第4版）日本肝臓学会

HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は2,000 IU/mL以下の低値となる。（非活動性キャリア）10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する。（HBe抗原陰性慢性肝炎）4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

C型肝炎治療ガイドライン（第8.4版）日本肝臓学会

抗ウイルス治療によってHCVが排除された後でも、長期予後改善のため肝発癌に対するフォローアップを行う必要がある。ことに高齢かつ線維化が進行した高発癌リスク群では肝発癌に対する厳重な注意が必要である。抗ウイルス療法によりSVRが得られると肝発癌は抑制されるが、SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、SVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3～8.8%、3.1～11.1%と報告されている。

B型肝炎非活動性キャリア及び
C型肝炎SVR後の方へも
定期的な検査が必要であることを
お伝えいただきますようお願いします。

市民公開講座
などでの周知も
ご検討ください



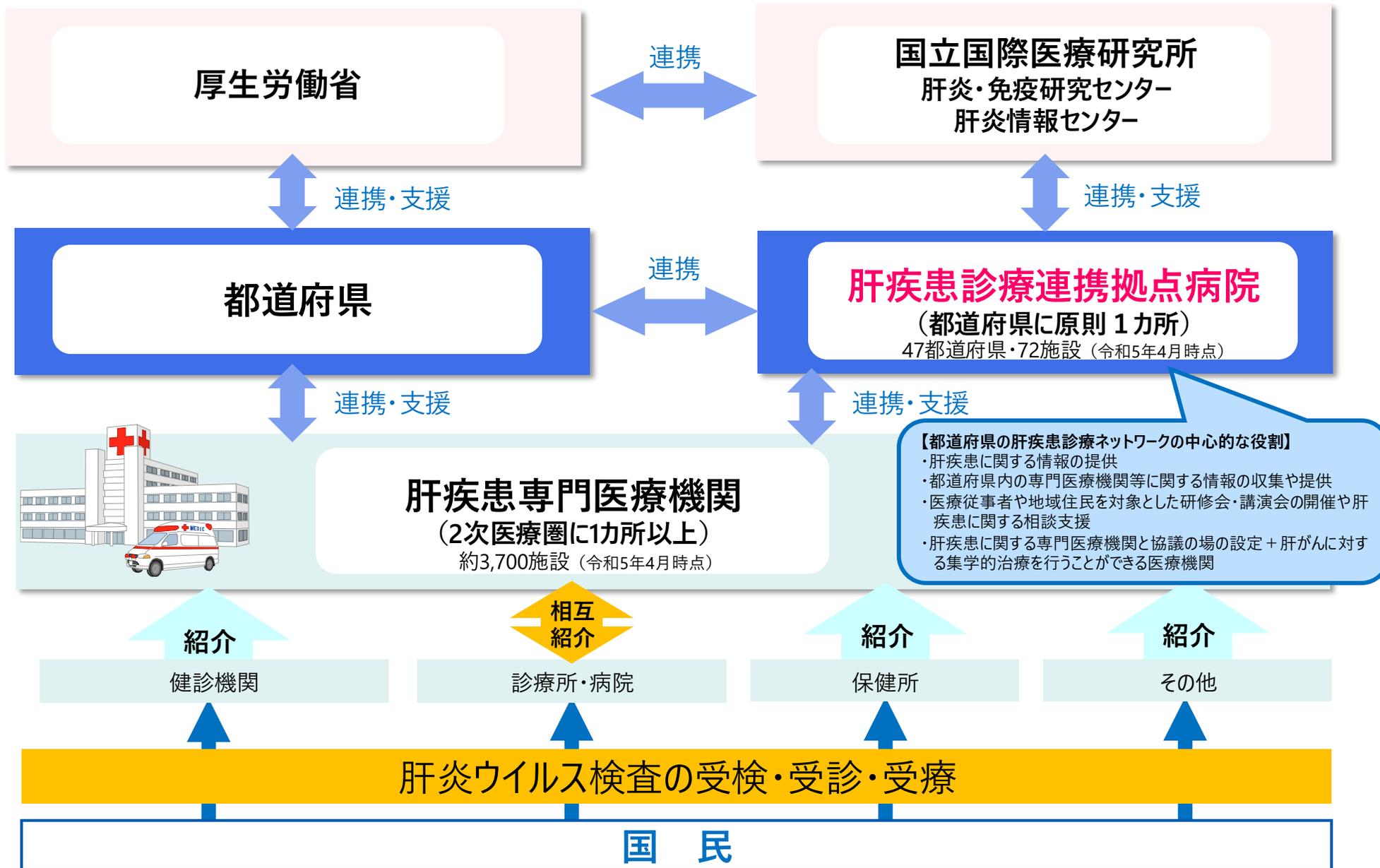
地域における肝疾患診療連携体制の強化

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝疾患診療連携拠点病院の位置づけ



肝炎情報センター戦略的強化事業

令和7年度予算額 240,391千円（240,223千円）※（）内は前年度当初予算額

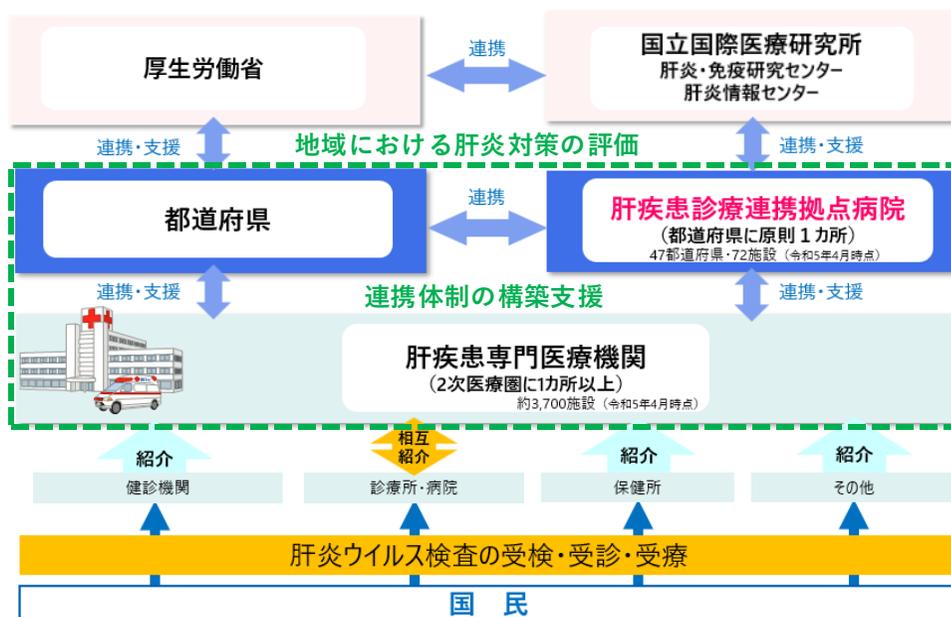
1 事業の目的

国立研究開発法人国立国際医療センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）が、支援機能の戦略的な強化に資するための事業を実施することで、都道府県の指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」）及び肝疾患専門医療機関における地域連携体制の強化、並びに肝炎患者等に対する支援体制の強化を図り、もって地域における肝炎医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

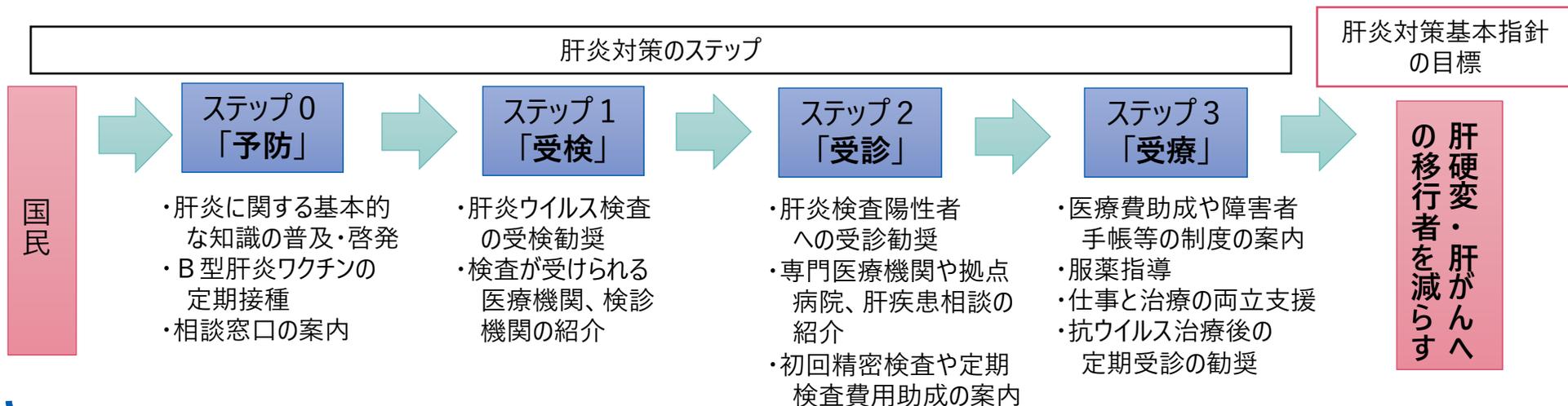
【主な事業】

- 肝炎対策地域ブロック戦略会議
- 情報発信力強化戦略会議
- 肝疾患患者相談支援システム事業
- 肝炎専門医療従事者の研修事業
- 一般医療従事者の研修事業
- 市民公開講座、肝臓病教室の開催
- 家族支援講座の開催
- 地域における肝炎対策の評価・連携体制構築支援事業
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化



肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号 平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知（令和5年2月3日一部改正）



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの養成数※

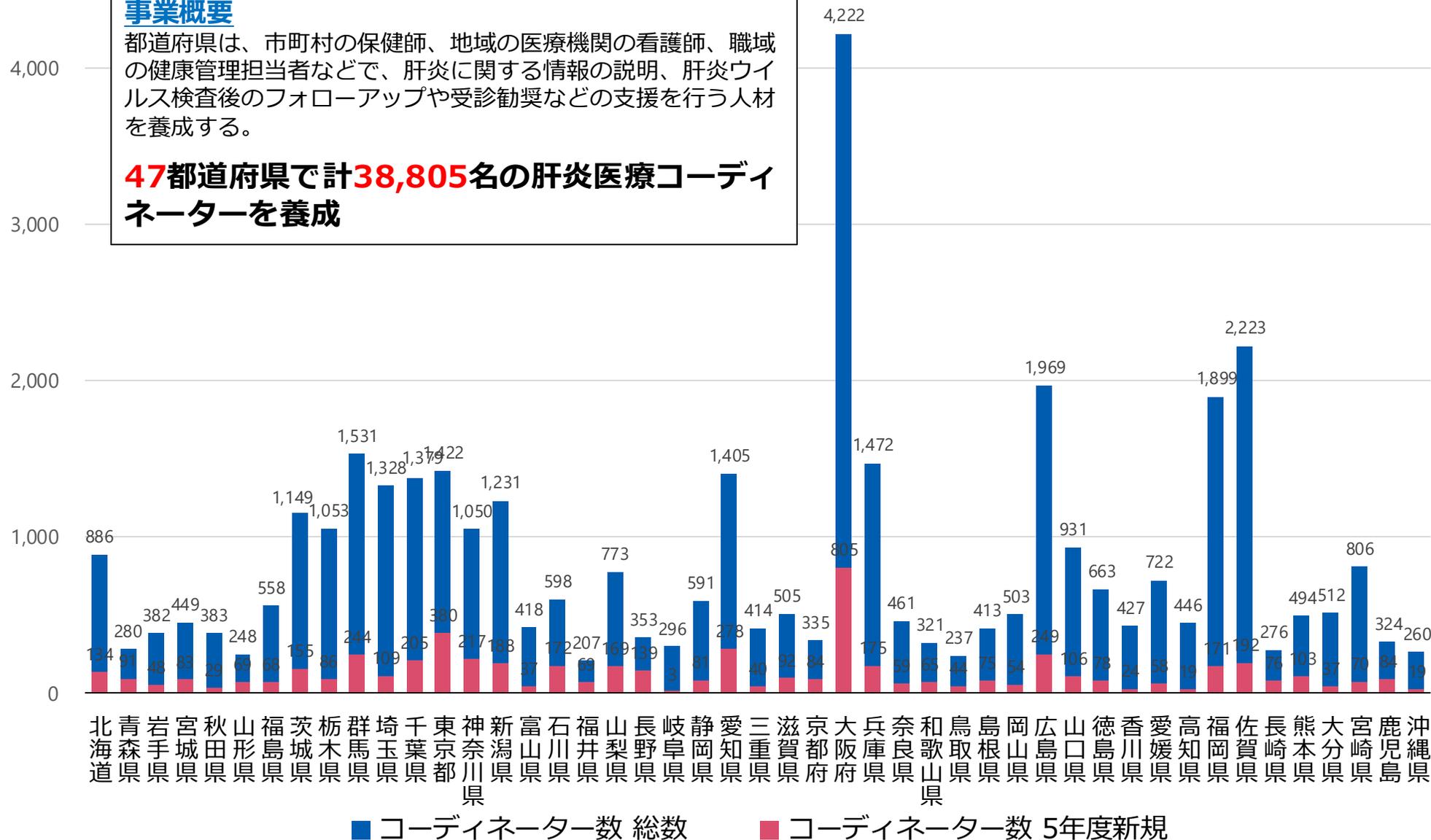
※令和6年3月31日時点。

(人)

事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

47都道府県で計38,805名の肝炎医療コーディネーターを養成



「令和6年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和5.4.1～令和6.3.31）」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より



国民に対する正しい知識の普及

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省 編）

令和6年版

人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編

肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、
理解を深めるための教育・啓発活動

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、**偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。**

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、肝炎患者等の人権を尊重するためには**どのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要**である。

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（令和7年6月6日閣議決定）

講演用

第5章 人権教育・啓発の推進方策

2 各人権課題に対する取組 (2) 各人権課題に対する取組 ケ 感染症の患者等 (イ) 肝炎ウイルス感染者等

（前略）

感染症の患者等の人権の尊重については、「(ア) HIV感染者等」にも記載したとおりであるが、肝炎については、これに加え、平成22年1月に施行された「**肝炎対策基本法**」において、**肝炎対策の実施に当たり、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められている**ほか、同法に基づき策定されている「**肝炎対策の推進に関する基本的な指針**」においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められている。

こうした動向等を踏まえ、肝炎ウイルス感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

① **肝炎に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「日本肝炎デー」の開催等を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。**（法務省、厚生労働省）

② 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者に対する偏見・差別をなくすことを目的として、**副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員向けに配布・周知する。**あわせて、**全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知する。**（文部科学省、厚生労働省）

③ **感染症患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした調査研究事業を行い、研究の成果を踏まえた上で、肝炎患者等に対する偏見・差別の解消に向けた取組を推進する。**（厚生労働省）

肝炎総合対策推進国民運動事業 『知って、肝炎プロジェクト』



知って、肝炎?

啓発ポスター・リーフレット



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

性感染症
肝炎（脂肪肝・ウイルス性）
がん

「自分」は関係ないと思っていませんか!!

伍代夏子

知って肝炎

肝臓は放置すると肝硬変、肝がんへと重症化する疾患です。

健康 一番

詳しい症状に関しては [知って肝炎](#) で [検索](#)

肝臓ウイルス検査ができる病院を [肝ナビ](#) で [検索](#)

知って、肝炎 Q&A

肝臓に関する正しい知識を身につけて、予防や早期発見・早期治療を、健康寿命を延ばすための重要な取り組みをしましょう。

肝臓は放置すると肝硬変、肝がんへと重症化する疾患です。

肝臓がんは早期発見することで、治療の選択肢が広がります。

肝臓がんは早期発見することで、治療の選択肢が広がります。

肝臓がんは早期発見することで、治療の選択肢が広がります。

肝臓がんは早期発見することで、治療の選択肢が広がります。

啓発動画



今すぐ 肝炎ウイルス検査

肝炎

伍代夏子
女優・タレント

野島さん

知って、肝炎プロジェクト 健康デー2024 @八芳園（7/23）

平成24年度に7月28日を「日本肝炎デー」と定め、肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）において、毎年、日本肝炎デーの前後でイベントを実施。

また、肝炎ウイルスの感染予防、ウイルス感染の早期発見・早期治療を進めるためには、健康の大切さについての意識向上が必要であり、体を動かすことによる健康の維持・増進の重要性に関する意識の向上を目指し、ダンスによる健康づくりを推進する「健康一番プロジェクト」を、「知って、肝炎プロジェクト」と連動して展開。

<出席者>

厚生労働大臣 武見 敬三 氏、健康行政特別参与 杉 良太郎 氏、肝炎対策特別大使 伍代 夏子 氏、スペシャルサポーター 佐藤三兄弟 氏
健康一番サポーター Maasa 氏



B型肝炎の副読本

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
 今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
 国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきているが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



～感想をお聞かせください～

副読本「いのちの教育」について、
 ご意見・ご感想をお送りください。



https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_kansou

副読本「いのちの教育」申請フォーム

副読本「いのちの教育」の冊子をご希望の場合、こちらからお申し込み可能です。
 ※お申し込みからおおよそ1か月以内を目途に厚生労働省から無償で送付いたします。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei



令和2年度に
 全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の
 皆さまのご協力のもと作成
 全国の中学3年生の教員向けに
 配布を行っている



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
 わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
 ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による
患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！



私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことで、B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話ししていたような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)

その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすくく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



患者講義の実情

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道りや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先
B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp



右記申し込み方法のほか、
QRコードからお申し込み可能です。

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の取組みの紹介

B型肝炎被害者の語り

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、「**患者講義**」という取り組みを行っています。「患者講義」とは、『**集団予防接種における注射器等の使いまわしによりB型肝炎ウイルスに感染した患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎や過去の過ちについて知ってもらい、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み**』です。同じ苦しみをする人がいないように、という願いを込めています。医療従事者の皆さまにも患者・家族の生の声をお伝えできればと考えております。**被害を受けた人の状況や気持ちを知ること**で、**医療安全の重要性をより深く実感**できると信じております。安全な医療のために、同じ過ちを繰り返さないために、共に歩んでいきたいと願っております。

- ◎ **患者講義**（当事者の体験を直接お伝えする講義）を実施するにあたり、講師として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の原告（被害を受けた患者や家族）が**医療機関へ赴いてお話**することができます。実施場所、実施時間・講義内容は要望に応じます。
- ◎ B型肝炎教育普及のための**DVD**もご提供いたします。DVD教材は各チャプター毎に視聴することができますので短時間でもご視聴いただけます。

ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取り組み

ホームページやSNSにおける発信

公開シンポジウムの開催

啓発動画資材

<https://kanen-soudan.com/>

「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」(H29-R1年度)
 「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」(R2-4年度)
 「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」(R5-7年度)
 研究代表者 八橋弘先生

B型肝炎の教育資料

医療従事者養成課程の方を対象とした最低限知っておきたい知識（診断・治療・感染予防・差別偏見）

○医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
 2. 自然経過
 3. 診断
 4. 再活性化
 5. 感染予防
 6. 治療
- 医学生/医師・歯学

医学生
医師
歯学生
歯科医師



○看護師向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）



1. 疫学
 2. 自然経過
 3. 診断
 4. 再活性化
 5. 感染予防
 6. 治療
- 看護学生・看護師

看護学生
看護師
歯科衛生士

○検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
 2. 自然経過
 3. 診断
 4. 再活性化
 5. 感染予防
 6. 治療
- 臨床検査技師を志す

臨床検査技師
学生



肝炎情報センターホームページから
https://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/160/bkanen_kyouzai.html



研究の推進

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎研究事業

肝炎研究事業

厚生労働科学研究

肝炎等克服実用化研究事業

9
課題

疫学・行政研究

肝炎等克服政策研究事業

63
課題

基礎・臨床研究

肝炎等克服緊急対策研究事業

27
課題

創薬研究

B型肝炎創薬実用化等研究事業

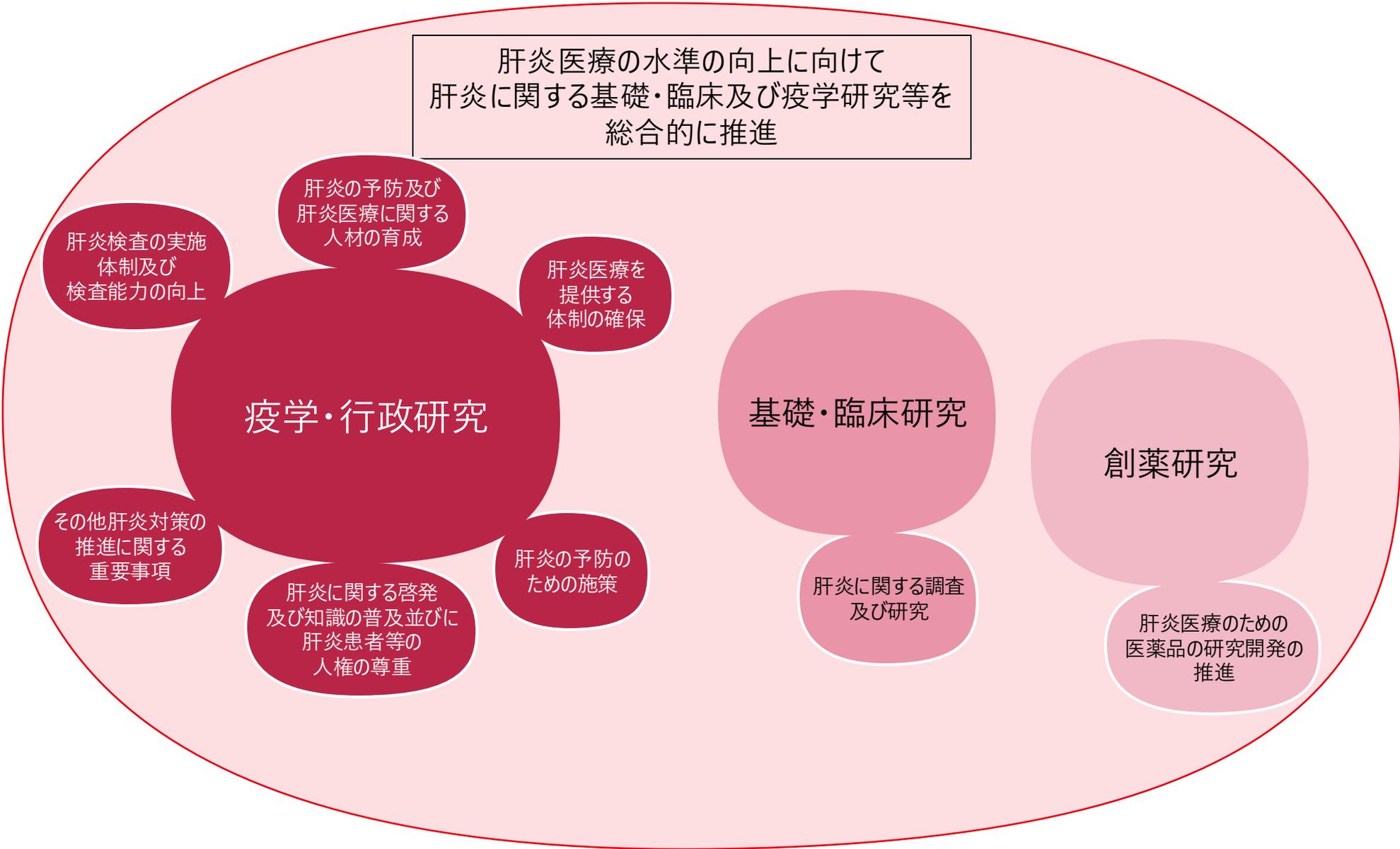
AMED（日本医療研究開発機構）が運用

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日告示

平成28年6月30日改正

令和4年3月7日改正

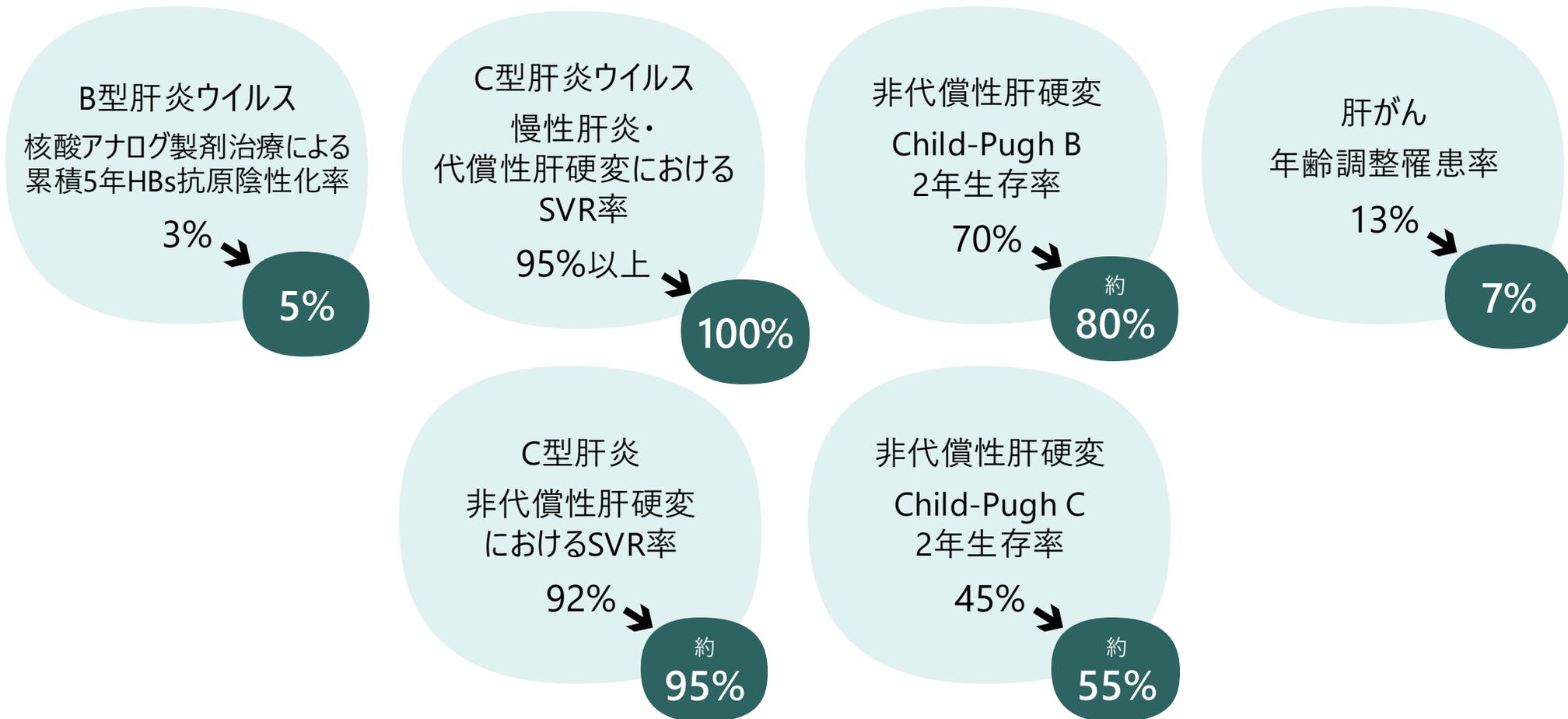


肝炎研究推進戦略

令和4年5月20日策定

WHO（世界保健機関）がの肝炎ウイルスの排除達成を2030(R12)年までの目標として掲げていることを踏まえ
令和4(2022)年度からの肝炎研究の方向性を提示

現状 → 戦略目標 2030(R12)年まで



肝炎等克服政策研究事業（厚生労働科学研究）

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者名	所属研究機関	採択課題名
令和5(2023)年度～					
指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究所 肝炎・免疫研究センター	肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究
指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究所 肝炎・免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究
指定	R5	R7	野田 博之	国立健康危機管理研究機構	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R5	R7	江口有一郎	医療法人ロコモディカル ロコモディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究
指定	R5	R7	八橋 弘	国立病院機構長崎医療センター	様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究
令和6(2024)年度～					
一般	R6	R8	島上 哲朗	金沢大学医薬保健学総合研究科	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究
指定	R6	R8	四柳 宏	東京大学医科学研究所	様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究
令和7(2025)年度～					
一般	R7	R9	田中 純子	広島大学 医療政策室／ 大学院医系科学研究科	ウイルス性肝炎eliminationに向けた全国規模の実態把握及び将来推計のための疫学研究

肝炎等克服実用化研究事業（AMED）

肝炎等克服緊急対策研究事業（63課題）

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・代謝機能障害関連脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・代謝機能障害関連脂肪性肝疾患の病態解明

R7年度からの新規研究テーマ

- ・肝炎ウイルスの生活環と病原性の機序解明に関する基礎的研究（B型肝炎を除く）
- ・肝炎からの肝発がん機序解明による、革新的な診断法と治療法の開発研究（B型肝炎を除く）
- ・革新的な肝炎免疫治療に関する研究
- ・革新的技術を用いた抗線維化療法に関する研究
- ・C型肝炎SVR後の肝線維化、肝発がんを含む病態変化の解明と病態進行予防に関する研究
- ・C型肝炎関連疾患のDAA治療後のアウトカムに関する研究
- ・肝疾患領域における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究（B型肝炎を除く）

B型肝炎創薬実用化等研究事業（27課題）

課題 B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要があり、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

R7～R9年度

- ・B型肝炎ウイルスの生活環解明に関する革新的な基礎的研究と創薬基盤研究
- ・B型肝炎ウイルスの生活環と病原性の機序解明に関する基礎的研究
- ・B型肝炎に関わる宿主防御機構の解明と創薬基盤研究
- ・B型肝炎ウイルス持続感染実験モデルを用いた病態解明及び新しい治療法の開発に資する研究
- ・B型肝炎関連疾患の個別化医療を目指す、革新的な診断法と治療法の開発研究
- ・革新的B型肝炎治療法の開発に資する研究
- ・実用化に向けたB型肝炎治療法の開発
- ・B型肝炎領域における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究

- **基盤技術の更なる進展**
 - ・ウイルスの感染複製機構の解析、宿主感染防御系の解析
 - ・効率かつ再現性の優れた実験系への改良
- **候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の評価・最適化**
- **前臨床試験の実施**

1件の
企業導出
又は
臨床試験の開始



今後とも日本の肝炎対策に
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます

